

部落差別をなくすために

- ①先祖の身分にこだわることなく、自由に意見が言い合える環境をつくり交流を進めていく。
- ②「同和行政」「同和教育」などの特別扱いをなくし、「同和」の名による行政や教育の一切をやめる。
- ③「部落は怖い」などの新たな意識を生み出す「確認・糾弾」をやめさせ、「同和タブー」をつくらない。
- ④地域社会で人権が尊ばれ、人間相互の連帯を促進して、住みやすい地域をつくっていく。

みなさんは、同和問題が解決した社会をどのようなとらえておられますか？

どのような時代になろうとも差別者が一人もいなくなる社会の実現はむずかしいでしょう。しかし、差別的な言動をする人が出てきても、まわりの人々が「それっておかしいのと違う。」とか「そんな考え間違っているよ。」と指摘し、差別的な言動が受け入れられない社会になったとき、同和問題は解決したといえるのではないのでしょうか。そして、そうした社会は目前にせまっているように思います。

つまり、現在、ほとんどの人が部落差別はいけないことであると理解しています。ですから、それを行動化すればいいのです。例えば、家族で「我が家では絶対部落差別などしないようにしよう。」と話し合うのもいいでしょう。大切なのは、それぞれの人がその人なりの方法で行動することです。

「人間が作り出した部落差別は、人間の手でなくしていく」それが現在を生き延びる私達の務めではないでしょうか。



兵庫県高砂市広報（2008年10月1日発行、No.763）より

■学校が教えるマイナスイメージ

今日では部落問題を「学校の授業で知った」というのが40代以下では過半数です。その結果、「学習経験を積むほど、『就職差別や結婚差別は将来もなくすことは難しい』という悲観的な意識が広がった」と報告されています（大阪府民意調査2010年）。

国が同和対策事業を終わらせた理由の1つに、行政が特別対策を続ける限り、「あそこは特別」という市民の意識が続くということがあります。学校教育も同じではないでしょうか。「部落問題学習」をする学校では「差別は今もある」というだけで、部落問題は解決に向かって進んできたという希望ある事実を教えていません。

「部落差別解消推進法案」に反対です

（2016年6月1日衆議院本会議継続審査議決）

差別解消が進む中で

同和対策特別法が終結してから14年が経過しています。部落差別の解消は進みこそすれ、実害ある差別が増加しているという事実はありません。立法事実としているインターネット上の差別書き込みは、ネット環境の急速な進展で増加していますが、具体的な差別事象との因果関係は明らかではありません。法務省人権擁護局の統計調査でも同和問題に関する侵犯事件は全体の0.6%に過ぎず、悪質として「説示」したのは2件（2015年次）で「悪質で深刻な差別」の実態があるとは言えません。

部落差別の定義なし

部落差別解消推進法案には「部落差別」の定義がありません。定義がない以上、「これは部落差別だ」と誰かが主観的に認定すれば、際限なく濫用できます。また、「理念法」だといいますが、国と自治体に対策を講じることを求めていますから、「解同」（部落解放同盟）などが求めている同和対策事業の復活・利権あさりに道を開くものです。

実態調査で身分あばき

第6条には「部落差別の実態に関わる調査」を行うとあります。国民的融合・社会的交流が進み人びとが流動化している今日、どのようにして調査するのでしょうか。再度「部落」を線引きし、「部落」外にいる人を追いかけて身分あばきを恒常的にするのでしょうか。

差別をなくするには

『部落差別』は存在する。どうするんだ」という声があります。私たちも一部心ない人の行為が今なお存在していることを否定していません。しかし、いまや「差別はいけないこと」は社会的通念です。差別する人がいても周りの人たちが「それは良くないこと」と諭していくこと、法律をかざして押さえつけるのではなく、「なぜ差別するのか」「なぜ差別が良くないのか」を話し合い合意していくことが重要です。「解同」などによる「差別」確認糾弾闘争の結果のごとく「口をつぐむ」ことでは真の解決になりません。

必ず廃案に

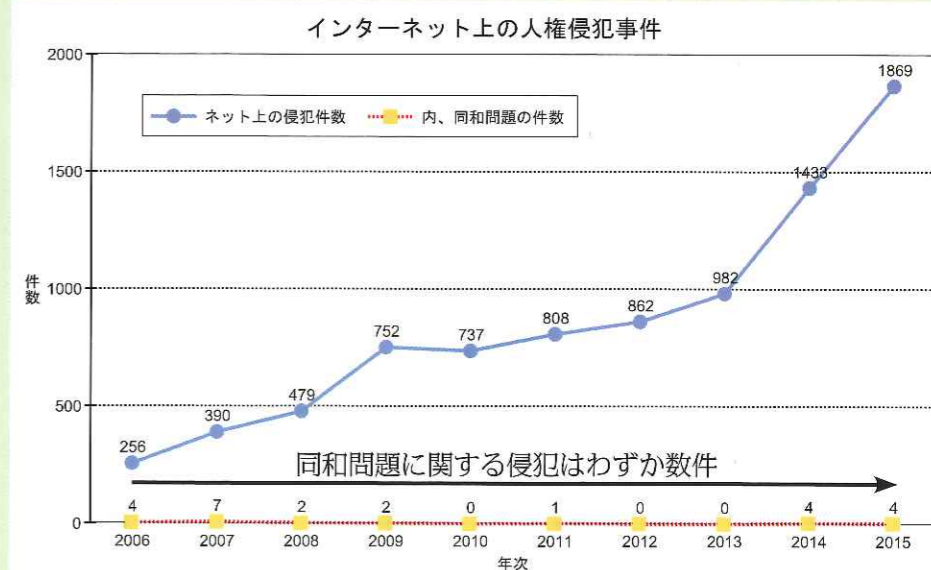
これまで多くの人々が努力してきた部落問題解決の到達点を見無視し、この流れに逆行するとともに、国民の言論表現監視を狙う法案・「部落差別」固定化法案を必ず廃案にしていきたいと思います。

部落問題解決の道筋

部落問題は対話を基本に解決できる時代
～ 憲法の人権条項を活かして ～

法務省の調査・統計によると、インターネットによる人権侵犯事件は、ネット環境の急速な普及などにより受理件数が増えています。その内の同和問題はきわめて少なくわずか数件です。

悪質で深刻な実態があるとは言えないのではないのでしょうか。



法務省統計「件名別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」より作成

2016年8月25日発行

全国地域人権運動総連合（全国人権連）
〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6
TEL (03) 5615-3395 FAX (03) 5615-3396
<http://zjr.sakura.ne.jp/>

部落差別とは

部落差別とは、先祖が封建時代に賤民身分だったという理由で受ける差別をいいます。

「女性」「障害者」「外国人」などの差別は、『違い』を認め個人の人権を尊重することで、差別を克服していきますが、部落差別は、市民として『同じ』扱いにすることで、差別を克服していくという違いがあります。

「特別扱い」をしないことが、部落問題解決の道筋です。

どうなれば部落問題が解決したといえるのでしょうか

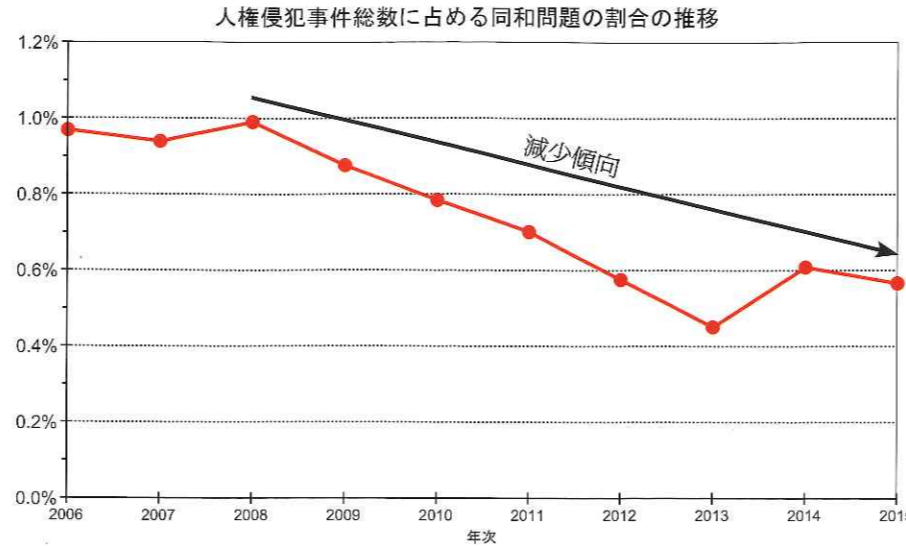
④	③	②	①
地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現する	部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる問題状況が克服されること	部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況がなくなりだされること	部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること
① 33年間で同和事業費(国・地方)約16兆円(推定)を投入 ② 当事者の努力はもちろん、市民、行政、教育等の国民的努力 ③ 基本的人権の憲法理念の定着			

いまは

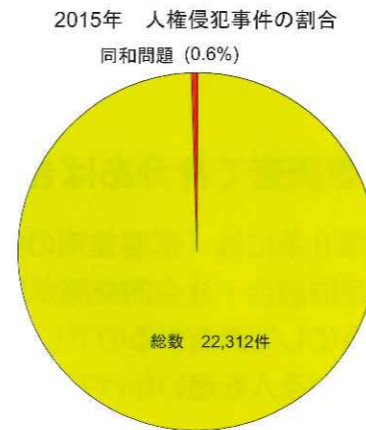
かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展しました	住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されています	旧身分にかかわる差別は大幅に減少しています	周辺地域との生活上にみられた格差は基本的に解消されました
---	-----------------------------------	-----------------------	------------------------------

根深い差別の実態があるのでしょうか

■同和問題に関する差別事象は減少



法務省の統計調査によると、ここ10年、人権侵犯事件受理の総数はほぼ横ばいですが、同和問題は件数・率ともに減少傾向にあり、2015年は全体のわずか0.6%に過ぎません。新たな法をつくり国や自治体が対策を講じなければならぬほど深刻な実態はありません。



上記グラフはいずれも、法務省統計「件名別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」より作成

■「土地差別」なるもの

A県のある同一自治体の旧同和地区と隣接大字地域との比較では、最高評価額は1.06倍～1.48倍(工場隣接価格)、最低評価額では1.26倍です。

なお、同一地域内での最高額と最低額の比較では、旧同和地区は1.93倍、隣接大字地域は2.26倍です。

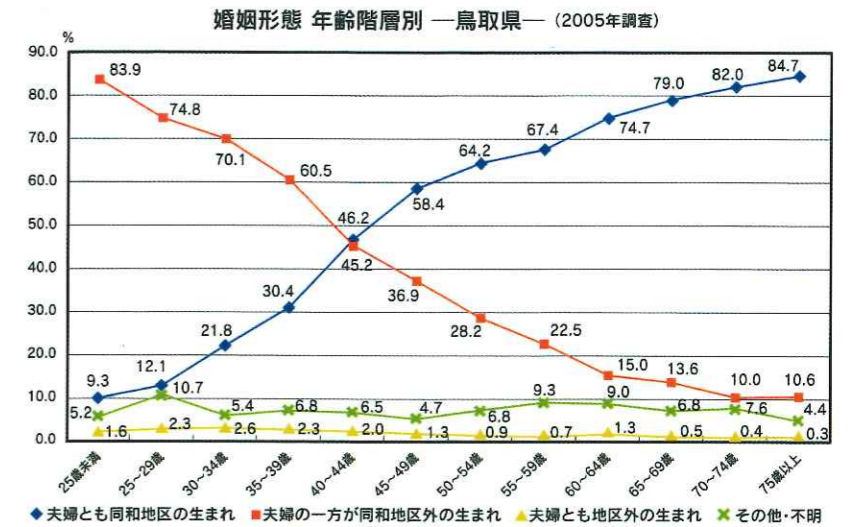
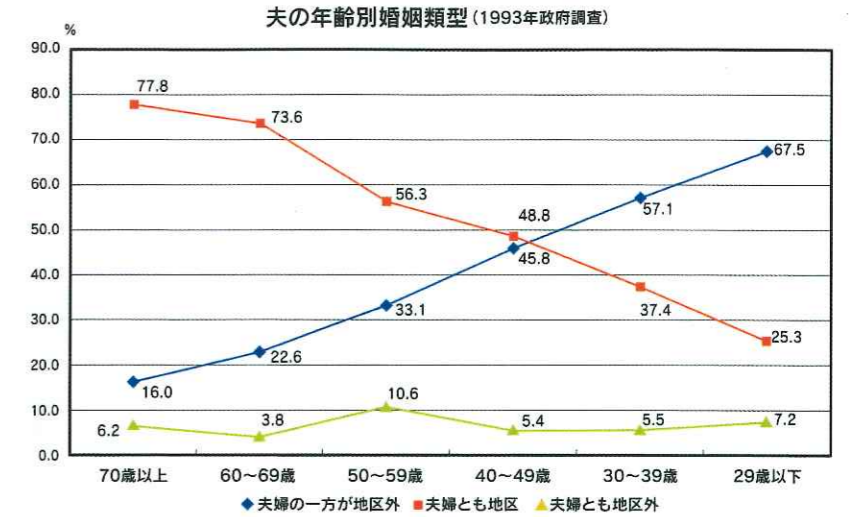
もともと差別されてきた地域の土地価格が低いからといって、現在の「部落差別」の根柢にはなりません。

土地の価格は、様々な要因が複雑に絡み合って決まります。旧同和地区でない同一地域でも大きな価格差があり、一概に差別問題のみで分析できるものではありません。

■結婚差別も大きく減少

「最後の越えがたい壁」(1965年政府審議会答申)といわれた結婚差別も大きく減少し、地区内外融合の結婚が圧倒的多数です。

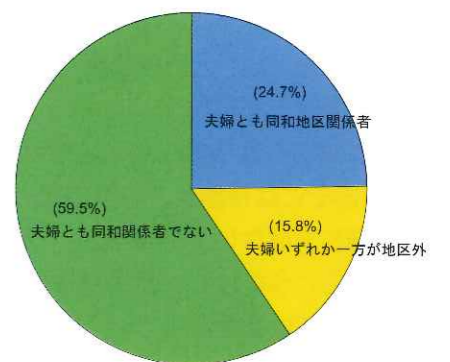
広域的な実態調査は、管見の限り、国は1993年政府調査を最後に、地方では、2005年の鳥取県を最後に行われていません。調査を必要としないほどに差別は解消したことを表しています。



■部落が部落でなくなる

同和対策事業の対象地区(現在は存在しません)は、23年前の政府調査ですら「夫婦とも同和地区関係者」24.7%、「夫婦いずれか一方が地区外」15.8%、「夫婦とも同和関係者でない」59.5%です。6割が旧身分に関係のない人びとが生活しており、「同和地区」そのものが崩壊しています。

1993年「同和地区」の世帯構成



「平成5年同和地区実態把握等調査報告書」より作成